

## 医療的ケア児を地域で支援するための協議の場の設置状況等調べ（結果概要）

平成 30 年 1 月 15 日付け厚生労働省事務連絡に基づき、県所管域の市町村に照会して取りまとめたところ、その概要は次の通りでした。（平成 30 年 1 月 1 日現在。）

### 1 医療的ケア児を地域で支援するための協議の場の設置状況

#### (1) 県の取組状況

医療的ケア児について協議することのできる場は複数あり、小児在宅医療・母子保健・特別支援学校における医療ケア・小児慢性疾病の分野において県として協議できる場を設けているほか、他に圏域・地域（複数市町村）単位で協議する場がある。

#### (2) 市町村の取組状況

##### ○設置時期（見込みを含む）

平成 28 年度以前に設置・・・7 自治体

平成 29 年度に設置・・・2 自治体

平成 30 年度設置予定（見込）・・・12 自治体

平成 31 年度以降設置見込・・・8 自治体

##### ○設置方法（H28 年度までに未設置の場合）

新規に協議の場を設置・・・なし

既存の協議の場を活用・・・15 自治体

未定・・・7 自治体

### 2 医療的ケア児に対する取組・支援等の事業

#### (1) 県の取組状況

神奈川県小児等在宅医療連携拠点事業、重度重複障害者等支援看護師養成研修事業、障害福祉サービス地域ネットワーク強化事業、神奈川県立特別支援学校医療ケア等支援事業、民間保育所健康管理体制強化事業、養育支援事業、喀痰吸引等研修事業が挙げられる。

#### (2) 市町村の取組状況

県の市町村事業推進交付金事業である障害者地域生活サポート事業のうち、医療的ケア訪問支援事業、重度重複障害者個別支援事業、医療的ケア支援事業等の活用のほか、市町村単独で障害福祉事業所や小中学校等における看護職員の配置費用の補助や看護職員の派遣、公立事業所における相談や通所受入、日中一時支援や訪問入浴の活用といった体制整備を行っている自治体がある。

また、子どもと保護者の交流会、メディカルショートステイ（入院対応）、訪問看護利用時の自費延長補助を実施している自治体もある。